

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

環境調査・検査業務技術認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪府環境農林水産部環境管理室と地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境研究部の業務の円滑な実施に向けての協定」に基づき、大阪府が発注する環境調査・検査業務の適正な履行を確保するため、入札参加者の技術的適性に関し必要な事項を定める。

(技術認定)

第2条 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所(以下「研究所」という。)の理事長(以下「理事長」という。)は、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「計量証明事業に係る調査・検査(種目コード130)」に登録された入札参加資格者又は登録する意思を表明した者(以下「登録業者等」という。)のうち申請のあった者を対象に、入札参加者に求められる技術的適性の認定(以下「技術認定」という。)を行う。

(技術認定の区分)

第3条 前条の技術認定は、別表に掲げる区分ごとに行う。

(技術認定の手順)

第4条 技術認定は、次の手順により行うものとする。

- (1) 理事長は、技術認定の実施、実施の時期、申請の方法、申請様式、試料の配付方法、区分ごとの分析項目、分析結果の報告様式、その他必要な事項について、研究所ホームページで公表する。
- (2) 技術認定を受けようとする登録業者等は、技術認定の申請を行う。
- (3) 理事長は、技術認定の申請を行った登録業者等に対して、試料を配付する。
- (4) 試料の配付を受けた登録業者等は、試料の分析結果を理事長に報告する。
- (5) 理事長は、報告された分析結果について、「日本産業規格Q17043 適合性評価－技能試験に対する一般要求事項」に準拠する方法又は理事長が別に定める方法により、適格又は不適格の認定を行う。

(認定業者)

第5条 理事長は、前条第5号の方法により適格と認定した登録業者等(以下「認定業者」という。)に対して、認定証(様式1)を発行する。

(有効期間)

第6条 前条の認定証の有効期間は、発行日から1年間とする。

(認定の取消し)

第7条 理事長は、認定業者が環境調査・検査業務を遂行する上で不適切な行為があったときは、第5条の認定の取消しを行うことができる。

(事務局)

第8条 技術認定等に係る事務は、研究所環境研究部において行う。

附 則

この要綱は、平成24年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月25日から施行する。

別表(第3条関係)

- | |
|-------------------------|
| 1 水質(金属類) |
| 2 水質(窒素化合物) |
| 3 水質(りん化合物) |
| 4 水質(揮発性有機化合物) |
| 5 水質(その他) |
| 6 大気(揮発性有機化合物(排出ガスを除く)) |

様式1(第5条関係)

認 定 証

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所環境調査・検査業務技術認定制度
要綱第5条に基づき、以下について、入札参加者に必要な技術的適性を認定します。

年 月 日
地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所
理事長 印

1 事業者名	
2 認定区分 (要綱別表の区分)	
3 認定番号	
4 認定の有効期間	発行日から1年間